

○奈良県葛城地区清掃事務組合かもきみの湯の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年3月28日
規則第1号

かもきみの湯の設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、かもきみの湯の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請等)

第2条 管理者は、かもきみの湯(以下「施設」という。)の浴場の使用料を納めた者に対し、入浴券を交付する。

2 条例第5条第1項の規定により、施設の多目的室、大会議室、小会議室及び音響室(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、かもきみの湯使用(変更)許可申請書([様式第1号](#))を管理者に提出しなければならない。

3 [前項](#)の使用許可申請は、使用しようとする日の1月前から7日前までに行わなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 承認を受けた事項の変更許可申請をする場合は、[第2項](#)の申請書に[次条第1項](#)の許可書を添えて管理者に提出しなければならない。

(許可書の交付等)

第3条 管理者は、会議室等の使用を許可し、又は許可に係る事項の変更の許可をした場合は、かもきみの湯使用(変更)許可書([様式第2号](#)。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の後納)

第4条 条例第9条第1項ただし書の規定により使用料を後納することができるときは、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 官公署その他これに準ずる団体が使用するとき。

(2) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

2 使用料を後納しようとする者は、かもきみの湯使用料後納申請書([様式第3号](#))を管理者に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第9条第3項に規定する使用料の減免は、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 奈良県葛城地区清掃事務組合及び組合構成市町が使用するとき 全額

(2) その他管理者が特別の理由があると認めるとき 管理者が必要と認める額

2 [前項](#)の規定により使用料の減免を受けようとする者は、かもきみの湯使用料減免申請書([様式第4号](#))を管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条第4項ただし書の規定による使用料の還付は、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設を使用することができないとき 全額

(2) 条例第8条第4号の規定に基づき、施設の使用許可の取消し等をしたとき 全額

2 [前項](#)の規定により使用料の還付を受けようとする者は、かもきみの湯使用料還付申請書([様式第5号](#))を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、[前項](#)の申請書の提出があったときは、使用料の還付の可否を決定し、かもきみの湯使用料還付決定通知書([様式第6号](#))を申請者に交付するものとする。

(特別の設備の設置等)

第7条 使用者は、条例第11条の規定により特別の設備を設置又は特殊物品の搬入を行おうとするときは、当該設備又は物品に係る仕様書その他管理者必要と認める書類を[第2条第2項](#)の申請書に添付し、管理者の許可を受けなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第8条 使用者は、施設内において次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。

(2) 使用許可を受けた以外の場所に出入りしないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 公益、風俗を乱し、騒ぎを起こさないこと。

(5) 許可なく物品を販売しないこと。

(6) その他係員の指示に従うこと。

(指定管理者に関する準用)

第9条 [第2条](#)から[前条](#)までの規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

[この規則](#)は、平成18年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第2条関係\)](#)

様式第1号(第2条関係)

かもきみの湯使用(変更)許可申請書			
奈良県葛城地区清掃事務組合管理者 殿		年 月 日	
申請者		住所 団体名 氏名(代表者名) 電話	
下記のとおり使用(変更)許可を申請します。			
使用日	年 月 日	使用時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分
使用目的			使用人員
使用室名	※使用料(円)	使用室名	※使用料(円)
多目的室		音響室	
大会議室			
小会議室		計	
特別の設備	☐ 設けない ☐ 設ける(内容)		
特殊物品の購入	☐ 行わない ☐ 行う (内容)		

備考 1 ※印の欄は記入しないでください。
2 使用室名に○印をつけてください。
3 変更許可申請の場合は、変更する欄のみ記入し、許可書を添付してください。

(注) 条例第15条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「奈良県葛城地区清掃事務組合管理者」を「かもきみの湯指定管理者」に「使用料」を「利用料金」と修正の上、使用するものとする。

[様式第2号\(第3条関係\)](#)

様式第2号(第3条関係)

かもきみの湯使用(変更)許可書			
様		第 号 年 月 日	
奈良県葛城地区清掃事務組合管理者 印			
下記のとおり使用(変更)を許可します。			
使用日	年 月 日	使用時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分
使用目的			使用人員
使用室名	※使用料(円)	使用室名	※使用料(円)
多目的室		音響室	
大会議室			
小会議室		計	
特別の設備 特殊物品の購入	☐ 設けない ☐ 設ける(内容) ☐ 行わない ☐ 行う (内容)		
許可条件			

(注) 条例第15条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「奈良県葛城地区清掃事務組合管理者」を「かもきみの湯指定管理者」に「使用料」を「利用料金」と修正の上、使用するものとする。

[様式第3号\(第4条関係\)](#)

様式第3号(第4条関係)

かもきみの湯使用料後納申請書	
年 月 日	
奈良県葛城地区清掃事務組合管理者 殿	
申請者 住 所 団体名 氏名(代表者名) 電話	
かもきみの湯の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定により使用料の後納を申請します。	
使用室名	☐ 多目的室 ☐ 大会議室 ☐ 小会議室 ☐ 音響室
使用日時	年 月 日 午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分
使用目的	円
後納金額	円
後納申請理由	

(注) 条例第15条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「奈良県葛城地区清掃事務組合管理者」を「かもきみの湯指定管理者」に「使用料」を「利用料金」と修正の上、使用するものとする。

[様式第4号\(第5条関係\)](#)

様式第4号(第5条関係)

かもきみの湯使用料減免申請書	
年 月 日	
奈良県葛城地区清掃事務組合管理者 殿	
申請者 住 所 団体名 氏名(代表者名) 電話	
かもきみの湯の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により使用料の減免を申請します。	
使用室名	☐ 多目的室 ☐ 大会議室 ☐ 小会議室 ☐ 音響室
使用日時	年 月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 午後
規 定 使 用 料	円
減 免 額	円
減免申請 理 由	

備考 1 許可書を添付してください。

2 減免理由は詳細に記入してください。

(注) 条例第15条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「奈良県葛城地区清掃事務組合管理者」を「かもきみの湯指定管理者」に「使用料」を「利用料金」と修正の上、使用するものとする。

[様式第5号\(第6条関係\)](#)

様式第5号(第6条関係)

かもきみの湯使用料還付申請書	
年 月 日	
奈良県葛城地区清掃事務組合管理者 殿	
申請者 住 所 団体名 氏名(代表者名) 電話	
かもきみの湯の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により使用料の還付を申請します。	
使用室名	☐ 多目的室 ☐ 大会議室 ☐ 小会議室 ☐ 音響室
使用日時	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
規定 使用料	円
還付額	円
還付申請 理由	

備考 1 許可書を添付してください。

2 還付理由は詳細に記入してください。

(注) 条例第15条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「奈良県葛城地区清掃事務組合管理者」を「かもきみの湯指定管理者」に「使用料」を「利用料金」と修正の上、使用するものとする。

かもきみの湯使用料還付決定通知書	
	第 号 年 月 日
様	
奈良県葛城地区清掃事務組合管理者 印	
年 月 日付けで申請のあったかもきみの湯使用料の還付について、次のとおり決定したので通知します。	
決定内容	☐ 許可する ☐ 許可しない
使用室名	☐ 多目的室 ☐ 大会議室 ☐ 小会議室 ☐ 音響室
使用日時	午前午後 年 月 日 時 分 ～ 午前午後 時 分
規 定 使 用 料	円
還 付 額	円
不許可の 理 由	

(注) 条例第15条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「奈良県葛城地区清掃事務組合管理者」を「かもきみの湯指定管理者」に「使用料」を「利用料金」と修正の上、使用するものとする。